

# 刑事訴訟法等が改正されました

2016年5月24日「刑事訴訟法等の一部を改正する法律」が成立しました。改正法は施行時期が4段階に分けられ、早いもので公布の日から20日経過後、遅いもので3年以内とされています。改正時期と改正内容のポイントについてご紹介します。

## 刑事訴訟法等 改正内容・施行時期一覧

施行時期	項目	内容	施行時期
公布			
20日経過後	裁量保釈判断に当たっての考慮事情の明文化	・逃亡又は罪証隠滅のおそれの程度 ・身体拘束の継続により被告人が受ける健康上、経済上、社会生活上、防御の準備上の不利益の程度、その他の事情	2016年6月23日
	公判廷に提出される証拠の真正担保の方策等 I	証拠隠滅等の罪の法定刑の引上げ	
6月以内	証拠開示制度の拡充	・証拠の一覧表の交付制度 ・公判前整理手続等の請求権の付与 ・類型証拠開示の対象の拡大	2016年12月1日
	弁護人による援助の充実化 I	弁護人の選任に係る事項の教示義務	
	通信傍受の合理化・効率化 I	対象犯罪の拡大	
	犯罪被害者等・証人の保護方策の拡充 I	・証人の氏名・住居の開示に係る措置 ・公判廷での証人の氏名等の秘匿措置	
	公判廷に提出される証拠の真正担保の方策等 II	証人の勾引要件の緩和	
	自白事件の簡易迅速な処理のための方策	公訴取消し後の再起訴制限の緩和	
2年以内	弁護人による援助の充実化 II	被疑者国選弁護制度の拡大	2018年6月まで
	協議・合意制度(司法取引)等の導入	・捜査・公判協力型協議・合意制度 ・刑事免責制度	
	犯罪被害者等・証人の保護方策の拡充 II	ビデオリンク方式による証人尋問の拡大	
3年以内	取調べの全過程の録音録画制度の導入	・【対象】 ○裁判員裁判対象事件 ○検察独自捜査事件 ・例外事由 ・証拠調べ請求義務 ・実施状況の検討義務(3年後)	2019年6月まで
	通信傍受の合理化・効率化 II	暗号技術を利用した特定装置の導入	

3年後

すべての改正規定について、施行後3年を経過した場合、その規定の施行状況について検討し、必要があると認めるとき、所要の措置を講ずる。